

医療

忘れないませんか
退職後の
健康保険の届け出

各職場の医療保険（会社の健康保険や共済組合など）に加入している方以外は、すべての方が国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

職場の医療保険をやめて、国保に加入する場合、職場の医療保険をやめた日から、国保に入ることになります。

手続きは、忘れずに14日以内に行ってください。

届け出が遅れると、さかのぼって保険税を支払うことになります。また、届け出日より前の医療費が保険適用になりません。

国保の保険税は、加入した月から月割で計算されます。加入した月とは、届け出をした月ではなく、前の健康保険などをやめた月、あるいは、ほかの市町村から転入した月をいいます。たとえば、一年の3月に会社を退職された方が、病院にかかりたいために、国保加入の届け出をしたときは、届け出をした月からの保険税からではな

く、一昨年の3月にさかのぼつて（最高3年）保険税を納めていただことになります。

なお、この場合は、届け出日より前の医療費は全額自己負担となります。

問合せ先
市民窓口グループ
☎ 52-11111 (内線262)

子ども医療費受給者証について

問合せ先
市民窓口グループ
☎ 52-11111 (内線261)

現在お持ちの受給者証をそのままご使用ください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します。

3月に中学校を卒業するお子さん

3月31日をもって子ども医療費の受給資格を喪失するため、4月1日以降に医療機関などに受診したときは、自己負担分を支払うことになります。（ただし、ほかの福祉医療を受給して

問合せ先
市民窓口グループ
☎ 52-11111 (内線227)

平成22年1月診療分から、子ども医療費助成枠を、0歳～中学校卒業年（15歳）の3月31日までに拡大しています。

4月に小学校へ入学するお子さん

入学後に使用する受給者証を3月中に送付します。

平成24年1月中に、75歳になられた方、障害認定により後期高齢者医療の資格を取得された方、後期高齢者医療の被保険者で高浜市へ転入された方に、平成23年度の後期高齢者医療保険料納入通知書を3月中旬に送付します。

後期高齢者医療保険料
随時分納期限は
3月30日(金)です

問合せ先
市民窓口グループ
☎ 52-11111 (内線227)

いる方は除きます。）

※現在使用している子ども医療費受給者証は、有効期間終了後に、市民窓口グループまで返還してください。

し尿

4月のし尿収集

4月のし尿収集作業日程は、

4月 し尿収集作業日程表

月日	曜日	区 域	月日	曜日	区 域
4月1日	日		16日	月	芳川町、田戸町二・三丁目
2日	月	青木町六～九丁目	17日	火	田戸町三・四丁目
3日	火	青木町二～五丁目	18日	水	田戸町五～七丁目
4日	水	春日町一～七丁目	19日	木	本郷町
5日	木		20日	金	吳竹町二～六丁目
6日	金	湯山町、神明町、沢渡町	21日	土	
7日	土		22日	日	
8日	日		23日	月	吳竹町六・七丁目、屋敷町一～三丁目
9日	月	稗田町一～五丁目	24日	火	屋敷町四～七丁目
10日	火		25日	水	向山町一～六丁目
11日	水	稗田町五・六丁目、二池町一～三丁目	26日	木	向山町六丁目、小池町
12日	木	二池町四～六丁目	27日	金	小池町、新田町、八幡町
13日	金	碧海町二～五丁目	28日	土	
14日	土		29日	日	
15日	日		30日	月	論地町、清水町

表のとおりです。
作業は、天候などの理由で2～3日前後することがあります。

申込先（収集業者）
高浜衛生(株)
問合せ先
市民生活グループ
☎ 52-11111 (内線263)